平成２９年（フ）第４９３９号
大阪府豊中市寺内２丁目12番１―102号
破産者　整体プリメーラこと　木内　啓子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５９号
大阪府高槻市宮田町１丁目18番18―205号
破産者　向山　　保
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８５号
大阪府富田林市木戸山町５番12号
破産者　植木　利光
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１１６号
愛知県豊田市日之出町２―９―13　リバーサイド88　301号、開始決定時の住所大阪府高石市羽衣１丁目６番１―908号
破産者　森田　　豊
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１１７号
愛知県豊田市日之出町２―９―13　リバーサイド88　301号、開始決定時の住所大阪府高石市羽衣１丁目６番１―908号
破産者　森田　春美
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０１号
大阪府阪南市新町６番地の６
破産者　山本　美穂
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４８号
大阪府和泉市唐国町２丁目13番73号
破産者　榎森　広高
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５４９号
大阪府和泉市唐国町２丁目13番73号
破産者　榎森　協子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1777番地、前住所滋賀県草津市西大路町７番７―513号　ユニハイム草津ユトリオ　ふれあい館
破産者　プティ・ポワンこと　中野　博昭
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第９９号
岡山県津山市坂上200番地６
破産者　青山　武義
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第４９４号
広島市南区宇品海岸１―13―13　宇品港湾ビル２階、住民票上の住所広島市佐伯区美の里１丁目17番７―2405号
破産者　スリーウィンパートナーズこと　諏訪　修三
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１３号
広島市安佐南区祇園４丁目51番３―303号
破産者　大越志乃穂
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２２号
広島市西区己斐中３丁目３番３号
破産者　梶川ノリ子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６０号
福岡県久留米市山川町315番地１　いちょうの杜山川216号、前住所福岡県久留米市北野町上弓削89番地２
破産者　弓削建設こと　弓削　良孝
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７６号
北海道小樽市奥沢１丁目10番６号、開始決定時の住所北海道小樽市新光３丁目２番601号　リーセント新光Ⅱ
破産者　千葉　敏一
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第９７号
青森市南佃１丁目10番11号　パームハイツＣＯＣＯ２―Ｄ、開始決定時の住所青森市幸畑３丁目４番９号
破産者　服部　雅人
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
山形県鶴岡市道田町15番３号
破産者　長南　　晃
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第４４号
山形県鶴岡市西新斎町６番６号、前住所宮城県仙台市若林区中倉２丁目17番７号　ユミハウス中倉101
破産者　堀　　隆徳
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部